

# 専用漁業権漁場における共同利益の諸形態

——瀬戸内海水域を中心に——

河野通博

【要約】 明治末年の沿岸水域における漁場用益形態は専用漁業権およびそれに伴つて定められた入漁権、ならびに専用漁業権免許状に記された条件制限条項にもついで規制されていた。これらの用益権のうち慣行専用漁業権は従来通説では幕末当時の漁場用益形態をほぼそのまま継承したものとされ、反面地先水面専用漁業権は地元漁村ごとに地先水面を細分して与えられたものとされているが、実際は明治維新後漁民自身の手で改められた点も多く、またこの二つの専用漁業権の区別もさほど明確ではない。その結果複雑な様相を示すところの専用漁業権にもつづく漁場用益の諸形態を、その実態に即して、①単独用益か、②共同用益か、③用益範囲は地先水面のみか、沖合のみか、または地先も沖合も含むかと云う二つの視点から類型化し、更に入漁権および条件制限にもつづく入漁がいかに行なわれていたかを検討することによつて、それらがそれぞれいかなる意味をもつていたかを考えてみた。結論を言へば、明治末年と言う時点では、もはや少数漁村による広い水域の完全な独占は不可能で、むしろ広汎な地域にわたる多数漁村の共同用益こそ自然な姿であつたのであるが、その用益権に強弱の差があり、なお旧来の排他的漁場独占が上からの政策に支えられてある程度生きのびていつた所に、法と現実との矛盾が間もなく露呈されてくる原因があつたと言えよう。

## 一 明治漁業法における専用漁業権の性格

昭和二六年に漁業制度の改革が実施されるまでは、わが

れ、同四三年一部改正された旧漁業法（以下明治漁業法と呼ぶことにする）であつた。ことに古くから積みかさねて来た

国の沿岸漁業を規制していた基本法は明治三五年に施行さ

慣行に主として依拠しつつ、入会操業と言う形で海の立体的利用をはかつて来た沿岸漁業者たちは明治漁業法の中で

も特に専用漁業権によつて漁場利益を規制される所が大きかつた。もつとも大正末年から昭和初年にかけてはじまつた漁船の動力化に伴う操業区域の拡大や、専用漁業権の内容となつていた在来漁法の衰退に伴う許可漁業への漁業重心の移行が専用漁業権を次第に有名無実化し、その規則力を弱めていつたことは否定出来ないが、少なくとも明治漁業法制定当時から大正期にかけて、専用漁業権が沿岸漁業の漁場秩序の維持に大きな統制力をもつていたことを過小評価してはならないと思う。

筆者は先に明治期における漁場の共同利益形態について瀬戸内海水域を中心に考察を行なつたが、<sup>①</sup>その際専用漁業権の内容についても若干ふれておいた。だがそれは主として専用漁業権は幕末期の漁場利用関係をほほそのまま継承したものであるとする従来の説を修正するために、専用漁業権と明治中期における実際の漁場利益形態との相違点を明らかにすることに重点をおいたものであつた。したがつてこの時には瀬戸内海全域の専用漁業権の概観もなしえなかつたし、また専用漁業権、入漁権ならびに専用漁業権に付せられた条件制限の条項にもとづく所の入漁と言う漁

場利益権の三つの型の違いについても十分にふれることが出来なかつた。そこでここであらためて明治漁業法施行当時の専用漁業権にもとづく漁場利益形態が具体的にはどのようなものであつたかを論じてみたい。漁場利益の問題は海面と云う空間を漁業生産者たちがいかに共同で利用していかかと言う点で、陸上における水利慣行や牧野の農民的利用の問題とともに地理学研究者の立場からも解明の義務がある問題だと思ひ、またそれは現行漁業法における共同漁業権の性格を理解するための出発点ともなりうると思へるからである。

では明治漁業法の性格、或はその中における専用漁業権の特質はいかなるものであつたらうか。主題とする専用漁業権にもとづく漁場利益形態の具体的考察に入る前に、若干これらの点について概要を記しておくことにしよう。

先にも述べたように明治漁業法は明治三五年にはじめて公布されたが、もとより漁業法の施行以前に漁業秩序の維持について政府が全く統轄を加えなかつたわけではない。明治維新直後より名東県・飾磨県などいくつかの県では沖合一里以内の地先漁場においてはそれぞれ地元漁村が操

業上優先権をもつことを認めるが、一里以遠の海面では各漁村とも入会で操業すべき旨の布告を出している。これは旧藩時の漁業調整上の原則とされていた「磯は地付根付次第、沖は入会」<sup>③</sup>と云う考え方を再確認したまでのことで、ただ従来地先水面と沖合との境界が不統一であつたのに対して、距岸一里（實際は十六町）と云う一定の基準を設けた点が異なつていたにすぎない。だがこれだけでもすでに名古屋香西浦のタイ大網漁業の網主の場合のように旧藩主公認の沖合漁場独占権の喪失が問題となる有様で、複雑な漁場用益慣行と矛盾する結果を生じたのであつた。これらの各県の布告は維新直後にそれぞれの地域の事情から個別的に出されたものであつたが、全国的な規範としてはじめて示されたのが明治八年十二月の太政官布告第一九五号<sup>④</sup>であつた。「海面官有・漁場借区」令として知られるこの布告は「従来人民ニ於テ海面ヲ区画シ捕魚採藻等之為メ所用致居候者」も今後「処用ノ権」がないから、従来通り操業したい者は借用願を提出すべしと言うものであつたが、翌年七月「営業取締ハ可成従来ノ慣習ニ従」うべきことが改めて達せられた<sup>⑤</sup>。この太政官布告と太政官達との関係をどう

理解すべきかについては諸説があるけれども、とにかくこれ以後、旧慣を一応尊重しつつも、海面官有の名のもとで漁場用益権に対する政府の統轄が強められたことは事実である。またその際の漁業調整の基本方針が地先漁場地元主義にあつたとする二野瓶徳夫氏の見解も一応認めてよいであろう<sup>⑥</sup>。だがその後においても各府県の漁業調整方式は必ずしも同じではなく、漁場を厳密に区画して、その帰属を明確化させようとした愛媛県と、なるべく海面を共同で自由に利用させ、問題があつた時は漁民相互の自主的な話し合いで解決させようとする広島県とを両極として、さまざまな様相を示していたことも見逃してはならない。

ところで旧藩時代には漁業権は各村浦に与えられていたが、行政機関の下部組織である町村にこれを引き継がせることは近代法の立場からすれば不合理だと言うので明治一九年漁業組合準則が公布され、漁業権免許は漁業組合を対象として行なわれることが明示された。香川県では更にその上部組織として郡別の組合が作られ、各郡の行政区域内の水面を管理することになつたが、旧慣により綾歌郡水面の大部分を独占していた香川県香西及び高松市の漁業組合

と綾歌郡漁業組合との間で紛争を生じ、両者の妥協の結果綾歌郡漁民の新規操業を認めることになつた。<sup>⑩</sup>このように漁場用益形態は必ずしも幕末期そのままの姿が維持されたわけではなく、維新後の約三十年間にかなり変化しているわけである。それにしてもこの複雑な漁場用益関係を近世法のわくの中に包含して、秩序づけることはなかなか困難なことであつたため、明治二五年村田保が第五回帝國議會にはじめて漁業法案を提出したが、審議は遅々として進まず、たびたび内容を改訂したあげく、明治三四年の第一五回国会で政府の提出した法案がようやく通過し、翌三五年に施行せられたのであつた。明治漁業法はその後明治四三年に改正されたが、入漁権が明文化されたほかは、漁業権の内容には変つた所はない。

漁業法によつて統轄される漁業とは公有水面において行なわれる漁業であつて、要するに日本の領海内で操業されるものが対象であり、公海または他国の水面（植民地を含む）はその対象外におかれた。また領海内においても漁業権の内容に含まれる漁業（漁業権漁業）と含まれない漁業（許可漁業、自由漁業）とが存在した。漁業権は定置漁業

権・区画漁業権・特別漁業権・専用漁業権の四種に分れる。定置漁業権は漁具を固定して魚の来遊を待つところの大敷網・台網・舩等<sup>ちぶ</sup>等に対して一定の網代を確保させるために与えられる漁業権で、区画漁業権は貝・藻類や魚類などを養殖するため一定海面を区画して使用するものを与える。特別漁業権は沿岸捕鯨・海豚漁業・地曳網・船曳網・袋待網・敷網・銅付漁業・シイラ漬・築磯漁業等一定の場所に追込場や曳網場を確保させたり、施設を設けさせたりする必要のある漁業に免許される権利である。以上の三漁業権が特定の漁業種類ごとに免許され、しかも名目上は組合に免許されている場合でも実質的には特定の個人が経営している点で近代化された権利規定である（実際には必ずしも完全に近代化されているわけではなく、封建的特権に由来している場合がかなり多いが）のに対して、専用漁業権はその性格を異にしている。

つまり専用漁業権は従来の慣行にもとづいて専用の権利をもつ漁業組合等に免許された漁業権であつて、免許される漁業種類は上記三種の漁業権に該当するもの以外のすべての漁業種類のうちからその水域で行われているものを列

挙して指定される（制限列举主義）ことになつてゐるが、特別漁業権と重なる地曳網のような漁業種類を含むこともあり、またなかには数十種類も記載されている場合もある。

したがつて定置・区画の二漁業権とは重ならないが、非漁業権漁業である許可漁業・自由漁業とは共通する漁業種類が多いのである。つまり自由漁業や許可漁業と同じ漁業種類ではあるが、旧慣にもとづき一定水面内では排他的独占的用途を認められたものが専用漁業権だと云うことになる。

専用漁業権は更に地先水面専用漁業権と慣行専用漁業権に分けられる。地先水面専用漁業権は地元の漁業組合に対して地先漁場の独占権を認めたもので、この場合には必ずしも旧慣にもとづくことなく、地元組合の優先を認められているものが含まれる。明治政府の地先漁場地元主義の具体化と言つてもいいであろうが、逆に地先漁場に対して付与されている専用漁業権はすべて地先水面専用漁業権かと言つと、実は慣行専用漁業権にされている場合も多いのであつて、あいまいである。慣行専用漁業権は旧慣を有するものに対して、その旧慣の範囲内での専用権を認めたものであるが、免許対象は漁業組合に限られず、少数ながら

町村区・個人・会社等も含まれている。地先水面・慣行とも一漁業組合に数件が免許されている場合があり、逆に数組合共有で専用漁業権が免許されている場合もある（共有専用漁業権）。

専用漁業権のもう一つの特色は漁業組合に免許された場合（市町村区に免許された場合もこれに準じる）組合員は原則として平等にその用途権を行使しうることである。もちろん実質的には組合員が完全に平等ではありえないにしても、とにかく平等な資格で入会操業を行なう点に他の三漁業権との相違点がある。二組合以上の場合にも入会操業であることに変わりはないのである。

だが問題なのは共同専用漁業権は必ずしも従来入会で操業していたすべての漁村（漁業組合）を包含するものではなかつたことである。つまり専用漁業権者は、共同免許の場合でも主として地元組合及びその周辺の組合であつて、よほど慣行的特権が強い場合のほかは、従来その漁場で操業していた事実があつても他地域の組合は含まれていないのである。これらの組合の中には入漁権を認められたものもあつたが、また専用漁業権免許状の条件制限条項の

中で「これらの漁村が入漁料を支払う限りにおいてはその入漁を拒んではならない」と云う形で保障されていたものもあり、さらにはただ単に組合相互の協約により入漁協定を結ぶに止まつていただけの所もあつた。このように専用漁業権の設定は、明治三十年代の一時点において存在した漁場の共同用益形態を固定化し、用益権の強弱に依じて次の四段階に区分してしまつたのであつた。すなわち①専用漁業権の共同権者である場合、②入漁権者である場合、③条件制限条項で入漁を保障されている場合、④入漁協定を結んでいる場合の四つであるが、本論考においては①の場合を中心し、②、③も合せ考えつつ、瀬戸内海及び紀伊水道・豊後水道において専用漁業権にもとづく漁場の共同用益形態がいかなるものであつたかを検討してみたいと考へている。ところでこれらの水域の専用漁業権の免許状況は日本全体の中でどのような特色を示しているであろうか。次にまずその状況を概観しておきたい。

- ① 河野通博『漁場用益形態の研究』（一九六二年刊行予定）。
- ② 『香西漁業史』後編、一〇二頁。「兵庫県漁業慣行録参考書」巻一、第二号。
- ③ 原暉三『日本漁業権制度史論』四四頁。

- ④ 『香西漁業史』前編、一三一頁。
- ⑤ 横浜市水産会『東京内湾漁業史料』二頁。
- ⑥ 同上、三頁。
- ⑦ 代表的なものとしては次の二説が対照的である。

潮見俊隆『漁村の構造』一九五四  
二野瓶徳夫「明治維新と漁場制度」(I、(『漁業経済研究』六ノ四)。

- ⑧ 二野瓶、同上。
- ⑨ 河野、前掲書、本論Ⅰノ3、4、参照。
- ⑩ 原暉三、前掲書二三頁。
- ⑪ 河野、前掲書、一〇一頁。
- ⑫ 原『日本漁業権制度概論』一一二頁。

## 二 専用漁業権の享有状況

昭和二三年七月一日現在の漁業権調査は来るべき漁業制度改革に備えて、漁業権の享有・行使状況について行なわれた詳細な調査である。ただ明治四三年の明治漁業法改正以来四〇年の時日が経過し、その間に免許期間の更新が行われただけでなく、新規免許も行われ、逆に消滅したものもあつたから、この調査は必ずしも明治末年の状況をそのままにうつし出しているわけではない。但し明治四十三年当時の状況にもとづいて免許されたものも、すべてが明



に約九〇〇件、それ以後約六〇〇件が消滅したわけである。だがこの二三年の漁業権調査に匹敵しうる詳細な戦前統計を見出してないので、やむなくこれを使用して、専用漁業権の享有状況を検討してみた。

漁業権調査による専用漁業権の総数四五九六件の内訳を実数で示すと第一表の通りである。漁業会は総数の九四・二％にあたるが、残りの二六八件の内訳は個人有二一〇件、会社有一件（大分県佐賀関製錬所）、町村区有四〇件、その他一七件である。漁業会は漁業組合が再度にわたつて改組された結果、戦時中に出来たもので、専用漁業権の管理権は漁業組合のものをそのまま継承しているわけだから、漁業組合有と読みかえてよいわけである。また個人有専用漁業権の府県別免許状況を見ると富山県の六九件と長崎県の六九件がとびぬけて多いが、長崎県の個人有専用漁業権の大部分は対馬の本戸<sup>①</sup>の人々が連名で共有するもので、実質的には部落有と差のないものである。これらの町村区有及び実質的部落有漁業権は古い一村入会的性格の排他的独占的な漁場利益権が漁業組合有と云う衣裳をさえまといわな

ど慣行専用漁業権であつて封建時代に領主より与えられた特権の残存形態であるものが多いと考えられ、資本主義的発展の新しい芽ではなかつたとしてよいであろう。

ともあれここで検討するのは全体の九四％強を占める漁業会有的専用漁業権である。地先水面専用漁業権は個人共有一、町村区有一、その他二の計四を除いてすべて漁業会専有であり、総数の九九・六％にあたるが、これは地先水面専用漁業権の性質からして当然のことである。これに対して慣行専用漁業権には漁業会以外に免許されたものが含まれるわけだが、それでも総数の八六・五％強が漁業会所有である。次に単独免許と共有との比率を見てみよう。専用漁業権総数の八二・五％が単独、一七・五％で共有で、うち地先水面専用漁業権の場合は単独九三・八％、共有六・二％、慣行専用漁業権は単独六六・七％、共有三三・三％となつている。漁業会有的ものは総数の八五％が単独免許、一五％が共有で、地先水面の方は単独九三・九％、共有六・一％、慣行の方は単独七〇・八％、共有二九・二％である。つまり漁業会有的専用漁業権の比率は圧倒的に高率を示すが、その八五％までが単独であり、共有の比率が高



い慣行専用漁業権でさえ七割までは単独免許なのである。では瀬戸内海では状況はどうであろうか。

和歌山・大阪・兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・福岡・大分の一一府県をとりあげてみよう。この中には日本海・太平洋・玄海灘等に面する地域を含む諸県が入っているが、府県別統計しかえられないので、やむをえない。この一一府県における専用漁業権総数は第一表の通り一五六八で、全国総数の三分の一を上廻っている。これは地先水面専用漁業権が全国に比較的平均に分布している（この一一府県分は約二九%）のに対し、慣行専用漁業権のこの地区への集中度が高いため、全国の一%を占めている。絶対数においてもこの地区では慣行専用漁業権の方が地先水面専用漁業権より数が多いのである。単独免許と共有との比率を見ると、総数中に占める共有の比率は二二・三%、地先水面専用漁業権で一〇・二%、慣行専用漁業権では三四・四%といずれも全国総数の場合に比べて共有の比率が高くなっている。漁業会有専用漁業権についてみると全国総数の三五・二%にあたり、地先水面専用漁業権では全国総数の二九%だが、慣行専用漁業権では全国総数の

四四・三%を占めている。漁業会有専用漁業権総数中の地先対慣行の比率は五一%対四九%で、全国の場合の比率である六一・五%対三八・五%に比べると慣行専用漁業権の比率ははるかに高い。またこの地区の単独免許と共有の比率は漁業会有専用漁業権全体では単独免許七八%対共有二二%、地先水面専用漁業権では八九・九%対一〇・一%、慣行専用漁業権では六五・八%対三四・二%で、やはり全国総数に比してかなり共有の比率が高いのである。

とはいえ件数のみからすれば単独免許の専用漁業権はたしかに圧倒的多数を占めている。だが質的に見るならば共有専用漁業権の中には単に数組合共有程度の小規模なものだけではなく、実は二県にまたがる数十組合が広大な水面を共有するものがあり、これも数の上からは一件として計上されているのである。したがって共有専用漁業権を件数が少ないからと云つて過少評価することは出来ない。ここに専用漁業権による漁場用益形態の具体的検討が必要となつてくるのである。

① 本戸とは対馬の旧木百姓及び郷土層と考えてよい。各部落とも戸数はほぼ固定し、分家は本戸と認められない。漁業組合有

又は部落有とすれば分家及び外来漁民に磯漁場の利益権を認めることになるので本戸共有としたものである。

### 三 専用漁業権による漁場利益の諸形態

本節においては専用漁業権者としての漁業組合がその免許内容にもとづいてどのような漁場利益形態を示しているかを水産庁資料館所蔵の専用漁業権台帳等を利用して具体的に検討してみたいと思う。

さて専用漁業権者としての漁業組合は単独で免許を受けているほか、二組合以上共同で免許を受けている場合があるわけだが、その中には数郡又は二県以上にわたる数十の漁業組合が専用漁業権を共有している場合が含まれている。いまこれをその構成内容によつて分けると次のように分類出来るであろう。

- 1 一組合の単独免許。
  - 2 一郡内部の数組合の共有。
  - 3 一郡内のほとんど全組合による共有。
  - 4 二郡以上（同一県内）にわたる組合の共有。
  - 5 二県以上にわたる組合の共有。
- また専用漁業権の免許をうけた漁場の位置が地先か沖合

かによつて次の三つに分類しよう。

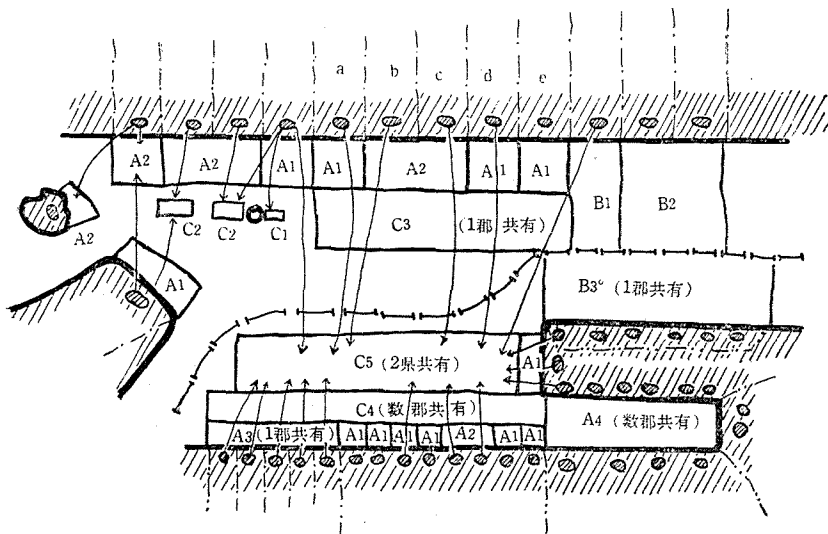
- (A) 地先水面のみの専用を認められているもの。
- (B) 地先から沖合まで、かなり広い水面の専用を認められているもの。（地先+沖合）
- (C) 沖合だけの専用を認められているもの。

この両者を組み合わせると理論上は一五のタイプが出来上がるわけであるが、実際には一二のタイプが見出される。その一つ一つについて次に具体例をあげながら検討してみることとする。なおこの一二のタイプを図式的に示したのが、第一図である。

A 地先水面のみの専用を認められているもの

#### A1 地先水面の単独免許

最も基本的な地先水面専用漁業権による漁場利益形態で、いわゆる一村入会と呼ばれるものである。地元漁民だけの入会操業が行なわれるわけだが、多くは村境の沖への見通線が漁場の境界となつている。但し沖合の境界は地域によつて異なり、一定していない。燧灘南岸の愛媛県宇摩・新居両郡の海岸はほぼ直線状であり、地先水面は各村ごとに分割されているが、沖合の境界は宇摩郡の方が平均一〇〇



第一図 専用漁業権漁場の諸形態

(備考) →印は沖合の遠隔漁場に対する共有関係を示す。

○メートル程度であるのに、新居郡の方は距岸五〇〇メートル程度まで囲い込んでいます。したがって専用漁場の面積は新居郡の方がはるかに広い。多くは近世以来の慣行にもとづいて免許せられているが、明治になつて漁業をはじめた村で地先水面の専用を認められたものも含まれている。兵庫県の芦屋などはその例であるし、また岡山県児島湾口北岸部の九幡から三幡にかけての諸組合にも、明治以後外来漁民の定着によつて漁業のはじまつた例が見られる。旧慣のあるものについては地先水面専用漁業権として認められたり、慣行専用漁業権として認められたり、一定してないことは先のべたが、地先水面専用漁業権と慣行専用漁業権が同一組合のほぼ同じ水面に与えられた場合にも、地先権漁場の範囲が慣行権漁場の全域はもとより、その沖合までも含んでいる場合も存在する。岡山県牛窓漁業組合の地先水面専用漁業権は芝えび漕網漁業に対して免許された関係から、寄魚漁業その他三種の漁業種類を内容とする慣行専用漁業権よりは沖合までが漁場に含まれている。単独免許の地先漁場の漁業種類としては地曳網・藻建網・磯建網・繰網等が磯釣とともに主なものとなつている。

A 2 地先水面の数組合による共有

これには隣接漁村が相互に地先水面を共同利益するものと、離れた漁村間の共同利益とがある。隣接漁村間の共同利益がことに多く見られるのは児島半島南岸部で、胸上・沼、田井・大藪・後閑、田井・宇野・玉、日比・向日比・渋川、本荘・呼松・福田新田など二、三の組合が漁場を共同で利益している例ばかりがならんでいる<sup>①</sup>。もちろん他の諸県にもこの事例はまことに豊富である。この中にもかつては特権的漁村が周辺漁場を独占していたのが、隣接村でも漁業をはじめたため、その操業をみると、共同利益形態をとるに至つた胸上・沼の場合と、古くから、ともに存在し、共同利益をつづけて来た日比・向日比・渋川の場合と児島湾口の九幡外一組合のように明治以後定着して操業をはじめた村に地先水面の専用が認められたものと三つのタイプが存在している。

離れた漁村間の漁場共同利益には海峡をへだてて向い合つた漁村が相互入会を行なつている愛媛県越智郡の岡村と小部のような事例もあるが、また岡村が温泉郡中島の饒・畑里地先の鳥付漕釣漁場の利益権を中島の地元組合と共有

している場合のようにかなりとびはなれた所に専用漁業権を所有している例も見られる。これは近世における岡村の漁業上の特権にもとづくもので、中島北方の大館場島や小館場島の鳥付漁場においても岡村が代表権者となつて、地元と専用漁業権を共有している。ただし漁業制度改革はこの漁場は地元の共同漁業権漁場となり、岡村は入漁権さえも持たなくなつてしまつた<sup>②</sup>。

A 3 郡内全組合による地先水面の共有

愛媛県西宇和郡の三崎外一四組合（慣行専用漁業権第二四一八号）、同郡松外一四組合（慣行専用第二四二六号）による地先水面の共同利益がその例である。代表組合は違つているが、共有権者一五組合の内わけは全く同一で、前者はテングサ・ヒジキ・フノリ・カジメの採取を目的とするもの、後者はアワビ・サザエ・マテ・ナマコの採捕を目的とするもので、ともに磯漁業である。漁場も佐田岬半島の三崎村・神松名村・四浜村各部落の地先水面全部にあたり、両者とも同一である。

A 4 数郡にわたる多数の組合が地先水面を共有している場合

さきの岡村と中島との共有の事例も二郡以上にわたるわけだが、これはもつと多数の組合による専用漁業権の共有であつて、児島湾の慣行専用第二三五一号が最も典型的な例であろう。児島湾沿岸に位置する四郡（御津郡・上道郡・部窪郡・児島郡）の二二組合が児島湾水面全部を漁場区域とする専用漁業権を共有している。これらの組合の中には代表権者である児島郡八浜をはじめ平井・青江・甲浦など近世に水主浦であつた特権的漁村もあるが、また半農半漁村として近世中期に漁業をはじめた大崎・迫川や幕末の干拓で一村となつた東・西興除村、或は明治以後漁民の定着した三幡・九幡等もふくまれ、その構成はまちまちであつた。漁獲対象はウナギ・白魚・アミ・ボラ・ハイガイ・モガイ・アゲマキ等で、投網・四手網・持網・刺網・建干網等を主要漁具としていた。<sup>④</sup>

**B** 地先から沖合までかなり広い水面の専用を認められてゐるもの。

**B 1** 地先十沖合の単独免許

紀伊水道に面する徳島県那賀郡椿泊の場合（慣行専用第三二三八号）が代表的な例であつて、椿泊周辺水面だけでな

く伊島を含み、沖合は更に紀伊水道中央部の和歌山県との県境に達している。椿泊がどのように広い水域を独占しえたのは、当地の漁師侍であつた森甚五兵衛が大阪陣で大功をたてたことに由来すると云われ、近世にも蜂須賀藩の水主役をつとめていたためである。<sup>⑤</sup>

**B 2** 地先十沖合の数組合による共有

香川県高松漁場（慣行専用第三七四五号）がその例である。高松市漁業組合の共有で、漁場区域は木田郡詰田川口中央より香川綾歌両郡界に至る地先ならびに綾歌郡王越村・林田村沖合となつてゐるが、実際には沖は岡山・香川県境をなす大槌島東西の線に達し、西端は塩飽諸島の室木島——小瀬居島——瀬居島の見通線である。漁場境界内部にはタイの好漁場である金手網代やサワラの好んで集る瀬筋を多く含み、サワラ瀬曳網、タイ大網等の漁業種類が免許されている。この水域は享保年間高松藩が塩飽諸島および岡山藩と漁場を争つた時、藩主御慰漁場として確保したもので、旧慣にもとづく専用漁業権の典型的なものである。<sup>⑥</sup> 西隣の塩飽諸島周辺の慣行第四三七一号漁場も近世塩飽の人名が所有していた旧慣にもとづく水面をそのまま継承した塩飽

四ヶ村の共有漁場である。

**B 3** 一郡内全組合による地先十沖合の共有

一郡の行政区域に属する水面全部を郡内全漁村が共同で利益すると云うものである。岡山県浅口郡の黒崎村漁業組合を代表者とする九組合共有の慣行専用第三〇九号漁場や、岡山県小田郡横島ほか十組合共有の慣行専用第四四八六号漁場をはじめ、山口県玖珂郡の慣行専用第二二六八号漁場（鳴門村ほか八組合共有）、同大島郡の慣行専用二二七二号漁場（日良居村ほか一五組合共有）、同熊毛郡の慣行専用第四四五一号漁場（佐賀村外一五組合共有）、同都濃郡の慣行専用第二二五七——二二五九号漁場（三件とも同一水面、徳山町外八組合共有）などいずれもこの例である。

**C** 沖合だけの専用を認められているもの。

**C 1** 沖合漁場の単独免許

一組合が地先と連続してではなくて、沖合だけの漁場を単独で免許されるのはかなり強い慣行をもつことが根拠となつてゐるはずである。多くは沖合の無人島の周辺の磯漁場を独占する形式で、愛媛県越智郡大島の友浦漁業組合の四阪島漁場の独占や同郡桜井町漁業組合の平市島漁場の独

占などがその例である。これらはいずれも同一町村の行政区域内であるが、岡山県浅口郡黒崎漁業組合のように児島郡下津井町上水島沖合の砥石の瀬や、沖の瀬にサワラ・タイ瀬曳網漁業を免許内容とする慣行専用漁業権をもつものもあり、また児島郡日比漁業組合のように沖合の大槌島の東方にある大曾瀬や西方にある西の瀬、曾根の瀬にタイ大網漁業の慣行専用漁業権をもつものもある。この岡山県下の諸例はいずれも免許内容は一漁業種類に限られ、浅口郡の場合はその漁場区域も極めてせまく、むしろ特別漁業権漁場に類似している。

これにくらべると愛媛県越智郡関前村の岡村漁業組合のサワラ流網漁場である慣行専用第四八〇八号漁場は関前灘中央部においてかなり広い面積を独占している。岡村のサワラ流網は明治二〇年頃から盛んになつたもので、決して古い漁法ではないが、従来この付近一帯の水域を支配して来た慣行の強さが、このような広い漁場を新らしい漁法についても認めさせることとなつたのである。

**C 2** 数組合による沖合漁場の共有。

愛媛県関前灘のサワラ流網漁場には前述したような岡村

の単独免許漁場のほか、岡村の対岸の本土部にある波方村  
小部漁業組合と共有のものもある。またこれに接続して広  
島県大崎下島各組合（のち一組合に統一）の共有するサワラ  
流網漁場も存在する。

### C3 郡内全組合による沖合漁場の共有

地先海面をそれぞれ地元の漁業組合が単独又は共有で地  
先水面専用漁場として分割したあと、その沖合水面を全部  
の共有専用漁場として確保する形態である。愛媛県各郡こ  
とに燧灘周辺に見られる。同県宇摩郡の寒川ほか一一組合  
共有の慣行専用第四三一三号漁場がその代表的なものであ  
り、香川県にも三豊郡に詫間ほか一六組合共有の慣行専用  
第四六六七号漁場がある。また愛媛県越智郡の慣行専用第  
四二二九号漁場は明治二十年代に大漁場争論をひきおこし  
た燧灘水域を囲い込んだものであるが、これは越智郡所屬  
の一六組合のほか同郡に居住する個人五三名が共有してい  
る点で特異な存在である。そのほか山口県にも吉敷郡・佐  
波郡・厚狭郡の沖合に一郡の漁業組合が共有する地先水面  
専用漁業権が設定されている。これは昭和に入つて免許さ  
れたもので、地先水面となつてはいるが、事実上は各漁業

組合ごと単独免許の地先漁場の沖合につくられた一郡共有  
漁場である。

### C4 数郡共有の沖合漁場

数郡共有には二つの型がある。一つはC3と同じく、各  
組合が分割してもつている地先漁場の沖に沖合漁場のある  
もので、ただ共有権者が一郡でなく二郡以上にわたる。地域  
の漁業組合からなつている点が相違している。第二の型は  
海峡をへだてて向い合ひにある二郡の漁村が共同で沖合水  
面に専用漁場を設定している場合である。

第一の型はC5とともに大専用漁業権と言う名でよく知  
られているが、この例としてはまず和歌山県の潮岬付近の  
一七組合の組織する熊野潮岬漁業組合連合会の慣行専用第  
四二二四号漁場があげられるであろう。この漁業組合の連  
合組織は古来潮岬神社を結合の信仰中心として続けられて  
来た潮岬会合の組織をうけついでたもので、大島浦ほか一八  
ヶ浦の共有漁場であつた西牟婁郡市江崎——東牟婁郡下田  
原浦字大山出シを漁場の区域とし、毎年旧曆二月に潮岬神  
社に全組合が集り、漁業上の申し合わせを行なつて来たの  
であつた<sup>①</sup>。また和歌山県にはもう一つ紀伊三郡漁業組合連

合会の慣行専用第四二三四号漁場がある。この連合会は加太ほか四〇組合の連合組織で、その漁場範囲は紀伊水道中央線(梶境線)以東、地先漁場沖合境界線までの非常に広面積にわたるものである。これに対して、対岸の徳島県にも同様な大専用漁業権漁場がある。これは徳島県板野郡里浦漁業組合を代表とする県下全組合(棒泊を除く)の共有漁場であつて、板野郡大磯崎より那賀郡富岡町までの沖合水面を漁場区域とする慣行専用第四五四八号と、伊島から高知県境までの沖合水面を漁場区域とする慣行専用第四五四九号との二つの慣行専用漁業権を免許されている。豊後水道水域の慣行専用第四五〇一号漁場も愛媛県宇和四郡の全漁業組合の共有である。このように紀伊・豊後両水道には広大な水面を占有する数郡共有の慣行専用漁業権が設定されているが、瀬戸内海にはこれほど広大な漁場共有はなく、もつと細分されている。とはいへ二郡共有漁場がないわけではない。たとえば燧灘南西部の慣行専用第四三一二号漁場は愛媛県新居・周桑両郡共有の沖合専用漁場である。

第二の型の例も明石海峡で見出される。慣行専用第四四四八号漁場で、兵庫県明石郡の明石浦、林崎及び淡路島西

岸の津名郡富島・浅野・育波浦・室津浦の六漁業組合が共有している。ここは海峡中央から西方に鹿の瀬と呼ばれる浅瀬があつてイカナゴ・タコが多く、イカナゴを捕食するタイの来遊も多い好漁場で、しばしば明石・淡路の間で漁場紛争を生じていたが、明治一二年に協定を結び、その後共同利益を行う組合が鹿の瀬会を結成して、漁業調整を行つて来ていたものである。<sup>⑧</sup>

#### C5 沖合漁場を二県以上の漁業組合が共有するもの。

最も代表的な事例は愛媛県の慣行専用第四五〇二号漁場である。この共同専用漁業権の代表者は愛媛県南宇和郡東外海村漁業組合であるが、南宇和郡三組合、北宇和郡一三組合、宇和島市一組合、東宇和郡三組合、西宇和郡二組合のほか、大分県北海部郡一九組合、南海部郡一六組合も含まれ、計七六組合が共同漁業権者として名を連ねている。これは地先漁場を各組合に分属させ、さらに一郡共有及び四郡共有漁場を確保したあと、一部重複する水域もあるが、更にその沖を含む水面を共有漁場としたものであつて、豊後水道の海面には三重にも四重にも専用漁業権が設定せられていたのである。免許漁業種類はイワシ沖取網・イワシ



刺網・棒受網・打瀬網・手繰網など豊後水道で盛んなイワシ漁業と底曳網とが中心となつてゐる。豊後水道におけるイワシの廻游経路は戦後火薬を廃棄するまでは愛媛県側の海面にかたよつていたと言われるから、大分県側も共同権者としなければ妥協が成立しなかつたのであろう。

なお小規模ながら同様に海峽両側の二県の漁業組合が専用漁業権を共有している例としては兵庫県三原郡福良漁業組合を代表とする慣行専用第三八五一号漁場がある。福良のほか淡路島の阿那賀と徳島県の土佐泊・里浦の四組合の共有で、場所は大鳴門付近の門崎沖合である。

以上のようにいろいろな漁場用益の形能が生じているわけであるが、さらにもう一つ考察しておかねばならないのは、その地域の水面のうちどれだけの部分が専用漁業権漁場として囲い込まれているかと言ふ問題である。中には徳島県海面のように全水域がほぼ完全に専用漁業権漁場化している所もあるが、他面では広島県の豊田・賀茂両郡（現在はともに豊田郡）水面のように地先水面のごく一部だけを専用漁業権漁場に編入し、残余の部分は漁業権の対象からはずされている場合も見られるからである。周防灘沖合の

山口・大分両県境界付近や播磨灘中央部のようになり広い水域では沖合漁場のまだ沖に専用漁場化出来ない水面が残るのは当然であるが、燧灘では沖合までも完全に分割されてしまつてゐる。ところが豊田郡の豊浦漁場や賀茂郡の大芝漁場のように芸予諸島内部のせまい水域に、囲い込まれていない開放漁場が存在していることは注目すべきであらう。この水域の周辺には幸崎町能地や、忠海町二窓、賀茂郡三津、豊島など古くから漁業生産を主としていた漁村も決して少なくはない。ただこの地域の漁村は能地・二窓と言ひ、安芸郡長浜と言ひ、いずれも地先水面をかこい込んで、その中で年間操業する型の漁村ではなくて、一年中遠隔地へ出漁し、益・暮にしか母村に帰らない漂泊型の漁村である。豊島の場合にもその傾向が強い。このような所では漁民自体が漁場のエンクロージャーよりはむしろ自由な開放水面の存在を望んだであらうし、広島県当局も先にものべたように漁民の自由意志を尊重し、なるべく特定漁民による独占をさける方針をとつて来たのであつた。明治一九年の広島県漁業慣行届において各郡の水面が、他郡漁民に開放され、自由な相互入漁が行われている事実からみ

⑨でも、開放水面の存在は自由な操業を尊重する立場から漁場を細分しなかつたためだと見た方がよいように考える。

いわゆる大専用漁業権が県下の全漁村の平等な沖合操業を保証している反面、県外漁民に対しては出来るだけ漁場を封鎖し、なるべくその入漁を阻止することを目的として設定されているのに対して、広島県の開放水面は更に自由な操業を保証するものであつたと考えたいのである。

- ① 河野「漁場入会慣行の諸類型」(『人文地理』一〇ノ三)。
- ② 河野「島嶼経済の変質過程」(『岡山大法文学部紀要』一四)。
- ③ 由比浜省吾「干拓と漁民」(『史林』四三ノ四)。
- ④ 阿南漁協専務談。
- ⑤ 『香西漁業史』
- ⑥ ②に同じ。
- ⑦ 羽原又吉『日本漁業経済史』中巻二。
- ⑧ 河野、前掲書、七五頁。
- ⑨ 同上、八九頁。

#### 四 入漁権又は条件制限条項にもとづく

##### 共同利益の諸形態

先にものべたように専用漁業権漁場に対しては入漁権が設定されるか、または専用漁業権免許の際に条件制限を付

して他組合との入漁協定を保障する形で、専用漁業権者以外のものが旧慣にもとづいて入漁することが認められている。入漁権は専用漁業権の免許後一年以内に申請し、それが認められると設定されることになっている。又条件制限の方は多くの場合、専用漁業権の免許申請の際紛争を生じ、関係漁村と入漁協定を結ぶことによつて妥協した結果、免許状にこれら関係漁村の入漁を拒んではならないと云う条項が付けられた場合が多く、中には入漁を無条件で認めることになつていゝものもあるが、多くは入漁料の金額と入漁隻数が明示されている。一応条件制限として示された後入漁権が設定されたものもある。また入漁権の行使についても無償、無条件のものほか、入漁料の支払、入漁隻数の制限が条件となつていゝものもあり、ことに他県水面への入漁権設定の場合は条件つきの例が多いようである。したがつて入漁権と条件制限にもとづく入漁とをくらべてみると、入漁者の負担と言う点ではさほど差はない。ただ権利関係の強弱に差があるのみである。また地先水面の場合と沖合の場合を比べてみると、地先水面の場合にはほとんど入漁権が設定されているのに対し、沖合の場合は条件制

第二表 岡山県和気郡における入漁権設定状況

専用漁業権番号	福浦	寒河	日生	穂浪	片上	浦伊部	久々井	(邑久郡) 虫明
(福浦) 第1283号	◎	○	○	○				
(寒河) 第1282号	○	◎						
(日生) 第1280号			◎	○		○	○	○
(穂浪) 第1277号			○	◎	○			
(片上) 第1278号					◎	○		
(浦伊部) 第1281号					○	◎		
(久々井) 第1279号			○				◎	
(虫明) 第1289号			○					◎

備考 ◎……専用漁業権者 ○……入漁権者

限による入漁が多い  
と言える。

地先水面への入漁権は多くの場合同一郡内の隣接漁村の漁業組合に対して免許されている。第二表は岡山県和気郡地先水面の入漁権を示したものであるが、単独免許の地先水面専用漁場への入漁状況がよく見られる。これは専用漁業権の共同権者となるのに比べると権利は弱いけれども、実質的には数組合による漁場の共同利益形態だと言

つてよいであろう。だが地先水面への入漁権者がすべて隣接漁業組合であるのではなく、他郡・他県の遠隔地漁民に入漁権が認められている場合も存在する。たとえば山口県防府市の中関の場合には慣行専用第二三七五号の地先水面漁場に対して徳島県板野郡北島村中野常太郎はか一二名に入漁権が設定されている。また広く各地に入漁権を設定して漁場の実質的拡大を行っている漁業組合もある。第三表の広島県の尾道市漁業組合はその例である。

さらに近接諸漁村が集団的に相互入漁を行なっている場合もある。第四表の兵庫県における淡路島東岸諸村の場合がその例である。さらに広島県佐伯郡では郡内全漁業組合が地先水面の専用漁業権全部について相互に入漁権を設定している。これも専用漁業権による漁場の細分化を防ぐための一つの方式であつて、広島県中部の豊田郡・賀茂郡において専用漁場を小範囲に制限することにより操業の自由をはかつたのに対して、ここでは逆に入漁権を広汎に設定し、しかも隣郡からの入漁も認めることによつて、共同利益の実現をはかつていたのである。兵庫東部水域では関係漁業組合の範囲は更に広くなり、尼崎より須磨までの諸

第三表 尾道市入漁権設定先一覧表

専用漁業権番号	専用漁業者
2376	(代表) 広島県沼隈郡藤江村漁業組合
1806	〃 豊田郡須波浜 〃
1874	〃 御調郡歌浦 〃
1875	〃 〃 西浦 〃
1877	〃 〃 三庄 〃
1878	〃 〃 田熊 〃
1880	〃 〃 津部田 〃
1882	〃 〃 千汐 〃
1884	広島県御調郡吉和村漁業組合
1821	〃 賀茂郡三津口 〃
2125	〃 豊田郡大崎中野 〃
2126	〃 〃 大崎下島 〃
1816	〃 安芸郡阿賀浦 〃
1817	〃 〃 広村 〃
1815	〃 〃 阿賀浦 〃
2297	広島県三原市三原 〃
1819	〃 賀茂郡三津 〃
2295	〃 沼隈郡浦崎村 〃
2290	〃 〃 千年・田島 〃 共有
2291	〃 〃 田島・能登原 〃 共有
3460	愛媛県越智郡岩城村 〃
3457	〃 〃 弓削村 〃
3456	〃 〃 〃
2297	広島県三原市三原漁業組合

組合が相互に入漁すると共に明石付近及び淡路島北部の諸組合の入漁も認めている。同様な事例は同県の播磨灘に面する加古・飾磨・揖保三郡の漁業組合の場合にも認められる。この場合はすでに明治初年に地先水面をも含めた全水域を相互に利用する協定を結んでおり、それが入漁権と

して法的な裏づけをされたわけである。また県境水域においては、たとえ水面が接続していても、共同専用漁業権は設定されないのが通例で、鳴門海峡における兵庫県福良・阿那賀と徳島県里浦・土佐泊の四組合の共同専用漁業権の設定はむしろ例外的であった。その代り

第四表 淡路島東岸における入漁権設定状況

組合名 専用漁業権番号	岩屋	浦村	仮屋	釜口	佐野	生穂	志筑	塩田	炬口浦	洲本	由良
5636	○	○	◎	○	○	○	○	○			
5635	○	○	○	◎	○	○	○	○	○		
4861		○	○	○	◎	○	○	○	○		
4962			○	○	○	◎	○	○	○		
5639			○	○	○	○	◎	○	○		
4759		○	○	○	○	○	◎	○	○		
4758		○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○
5654		○	○	○	○	○	○	○	○	◎	
5655		○			○		○	○	○	○	◎

備考 ◎……専用漁業権者 ○……入漁権者

入漁権によつてその断絶が緩和されている場合が多い。岡山県日生・伊里両組合が兵庫縣赤穂郡水域に対して入漁権を設定し、また徳島県の北泊ほか三組合の専用漁場に香川県の引田漁業組合が入漁権を有するのがその例である。

では一郡入会もしくはそれ以上の大専用漁業権漁場の場合はどうであろうか。これらの共同専用漁業権はいずれも共同権者である漁業組合の共同利益を確保する代りに、地域外からの入漁を排除することを意図するものであつたと言つてよいからである。地先水面の共同専用を行うための愛媛県西宇和郡の三崎半島の場合（慣行専用第二四一八、二四二六号漁場）にはさすがに入漁権を設定されず、条件制限もつけられていない。地先から沖合までを合せて共有している一郡共有専用漁場の場合を見ると山口県の熊毛郡・大島郡の場合は隣接する一ヶ村の入漁権が設定されているにすぎないが、玖珂郡の場合には慣行専用漁業権第二二六九号（鳥介、赤介漁業）に対し広島県佐伯郡の草津ほか二一組合、同県安芸郡の首戸ほか九組合の入漁権が認められている。但しこの場合の入漁区域は県境にある甲島周辺の緩衝水域に限られているのであつて、全域ではない。山口県諸

郡の場合はこのようにかなり排他的性格の強い専用漁業権となつているが、岡山県の浅口郡の場合は、隣接する児島郡の本荘ほか二組合及び小田郡全組合の入漁権が設定されている。小田郡の場合は更に広島県の深安・沼隈両郡海面に全組合の名で入漁権を設定しており、共同利益権の実質的拡大をはかつている。小田郡に対する広島県側の入漁権はないが、実際には明治二十年代に小田郡東方の浅口郡と相互入漁協定を結んでいたのである。<sup>④</sup>このような歴史的事情の相違は現在の漁業調整にも影響しており、岡山・広島両県間の場合は山口・広島両県間のようにはげしい紛争を戦後生じたこともなく、円満に緩衝水域への相互入漁が続けられているのである。

では沖合水域のみの場合はどうであろうか。愛媛県西宇和郡の川上村上泊漁業組合ほか四二組合共有の専用漁場（慣行専用第二四二七号）の場合は東宇和郡および北宇和郡の二二組合が入漁権をもつており、香川県三豊郡の慣行専用第四六六七号の一郡共有漁場の場合は岡山県浅口郡および愛媛県宇摩郡の全組合が入漁権をもつほか、条件制限条項で浅口郡・宇摩郡と共に岡山県小田郡全組合、広島県沼

限郡および佐伯郡の全組合、愛媛県新居郡全組合、広島県尾道市ならびに音戸漁業組合の入漁が確認されている。また愛媛県宇摩郡全組合共有の慣行専用第四三一三三号漁場では入漁権は設定されていないが、香川県三豊郡、愛媛県新居郡・周桑郡、広島県佐伯郡ならびに音戸漁業組合との入漁協定を守るべき旨の条件が付せられている。かつてはけしい漁場争論を生じた愛媛県越智郡共有の燧灘漁場でも条件制限条項として次のものがあげられている。

一、(畧)

二、鯛延縄及鰹延縄漁業ニ付イテハ広島県下ノ漁業者ニ限り無償無条件ニテ入漁ヲ承認スベシ

三、明治四十四年十二月二十八日付広島県交渉委員トノ間ニ締結シタル協定事項ヲ遵守スベシ

四、明治四十四年二月付岡山県小田郡真鍋島外十ヶ組合トノ間ニ締結シタル契約条項ヲ遵守スベシ

五、明治四十四年七月二日付岡山県浅口郡大島中漁業組合外二ヶ組合トノ間ニ締結シタル契約事項ヲ遵守スベシ

六、明治四十四年七月二日付岡山県児島郡呼松漁業組合トノ間ニ締結シタル契約事項ヲ遵守スベシ

七、明治四十四年七月二日付愛媛県宇摩郡寒川村漁業組合外十四

ヶ組合トノ間ニ締結シタル契約事項ヲ遵守スベシ

八、新井周桑二郡漁業組合ニハ無償無条件ニテ入漁ヲ承認スベシ

(以下畧)

このような条件にもとづいて他地域から縛網一〇〇統、サワラ流網二〇〇艘、五智網二七〇艘、手繰網一一〇艘までは入漁が認められた。一〇〇統の縛網の入漁を認めたことは実は無制限入漁と同じことだと云つて差支えなく、燧灘の独占は春の魚島時期に関しては目的が達せられなかつたわけである。徳島県の県下全組合共有の両漁場のうち、太平洋に面した慣行専用第四五四九号漁場の場合も高知県の一三三組合共同の入漁権が設定されている。紀伊三郡漁業組合連合会の共有漁場にも大阪府堺市漁業組合ほか七組合の入漁が条件としてあげられている。豊後水道の愛媛・大分両県共有漁場の場合もまた広島県安芸郡音戸町よりの入漁が条件制限条項に記してある。

つまり沖合水面の大専用漁業権の場合には明治末年という時点ではもはや一郡又は一県漁民のみによる漁場独占は到底不可能だつたわけで、むしろ広汎な地域にわたる漁民の共同利益こそ自然な姿だつたのである。だが地元漁民が

旧慣を理由として沖合海面に専用漁業権の設定を要求することに對しては、旧慣尊重の立場に立つ限り、政府としてこれを拒否することも出来なかつた。また漁業調整の面からは、沖合に關しても一応のわくをはめておく方が、將來起りうべき紛争をさけるためにも賢明であると云う官僚的立場から、条件制限によつて地域外漁民の要求を容れながらも、漁場の分割を行つたものと見てよいであらう。

① 河野、前掲書、一三八頁。

② 同右、七一頁。

④ 同右、九一頁。

③ 同右、一四一頁。

## 五 結 び

専用漁業権は元來地先漁場地元主義を基本方針とするところの、排他的独占的な權利として機能すべきものであつたから地先水面の単独免許こそ理想的な形態だつたはずである。しかし明治末年の現実は専用漁業権の免許形態をこれだけに終らせず、上に述べたようないろいろな共有形態をとらざるをえなかつた。しかも漁場用益の現実形態からする圧力の結果、さらに入漁権、あるいは条件制限条項による入漁の確認と云う第二次、第三次の入漁わくの拡大を實

施しなければならなかつたわけである。それではこれで法と現実のギャップは埋められたであろうか。香川県塩飽諸島水域の慣行第四三七一号漁場に對して設定されている入漁権は岡山県小田郡の横島ほか十組合のものだけであつて、近世以來最も利用度の高かつた対岸の岡山県児島郡下津井四ヶ浦の漁業組合に對しては設定されていない<sup>①</sup>。このことは漁業法と云うものが地元漁村による水面のエンクロージヤ<sup>①</sup>の方に重点がおかれ、現実に共同用益を行なつていた漁民の願う方向には運用されなかつたことをはつきりと示すものである。

したがつて漁業法によつて設定された専用漁業権は幕末當時そのままの漁場用益形態を固定したものではなかつたが、また漁業法制定當時進行しつゝあつた漁場の共同用益形態を前向きにおしすすめるものでもなく、むしろ現実に逆行して旧慣固守を主張する保守的漁村と妥協した産物であつたと言える。立法当初より後ろ向きであつた漁業法が次第に有名無実化していつたのもまたやむをえないことだつたわけである。

もつともこれに對して専用漁業権が地元漁村の權利を守

る機能を果たしたことを重視する見解も存在する。だが果して専用漁業権は地元漁村の漁民の利益を十分に守りえたであらうか。この問題についてはあらためて検討する機会をもちたいと考えている。

付記、本研究は昭和三六年度の文部省科学研究費によるものである。

① 瀬戸内海総合研究会、漁村の生活。

執筆者紹介

池内 義 資 中世法制史研究者

石 躍 胤 央 徳島大学助手

服 部 春 彦 京都大学研修員

河 野 通 博 岡山大学教授

仲 村 研 同志社大学大学院学生

海 野 一 隆 大阪学芸大学助教授



industry — that is, slow tempo of the development of industrial capital, narrow scale of its development, and leading part of merchant's capital. Then, we consider by what objective conditions these characteristics were regulated, through the four aspects of way of capital accumulation in the textile industry, supply of means of production, form of existence in labour power, and market organization, which is to throw some light on the peculiar developing structure of the French industrial capital.

Forms of Usufruct in Fishing-ground of Private  
Fishery Right in the *Setonaikai*  
(Inland Sea of Japan)

by

Michihiro Kôno

Usufruct forms of inshore fishing ground at the end of *Meiji* 明治, were regulated by exclusive fishing right, common of fishery therewith, and terms on the bill of exclusive right. Among these usufructs customary exclusive right of fishery, as the former opinions went, almost completely succeeded that of the late Shogunate period, but exclusive right of the surface on the coast was given to each local fishing village by dividing the surface area into pieces.

In fact, after the Imperial Restoration, fishermen amended many for themselves and the distinction between these two rights is not so clear. Then this article explains the classification from the two points: (1) whether it was individual or common usufruct, (2) limit of usufruct was to the coastal surface or only to the offing or both the coastal surface and the offing; and considers their meaning by studying how the common of fishery and fishery on terms were executed.

In conclusion, at the end of Meiji few fishing villages could no longer monopolize a large water area, but common usufruct of many villages over the wide area was a natural phenomenon,

though the usufruct had its variation of strength and the old exclusive right remained to some degree depending upon the governmental policy. That is the reason the contradiction between law and reality soon appears.

## Some Problems on the Manufacture in the Middle Ages

— especially about the architectural production —

by

Ken Nakamura

The main current of architects in the middle ages grew in the change of the architectural system of production in the *Ritsuryō* 律令 system, that is, in the process of 'Mokuryō 木工寮 *Shurishiki* 修理職, → 'Sho 所 or private work of manorial lords' → 'Za 座'

Throughout the Middle Ages *Ryō* (*Mokuryō*) and *Shiki* (*Shurishiki*) remained as a controlling organization of technology. Birth of the medieval architects was marked by the formation of *Sakuryō* 作料 and *Ukeoi* 請負 system, but the granting character of gain was not extinguished, as the architectural production was naturally of making to order. *Ukeoi* system, formed in the *Kamakura* 鎌倉 period, was an epoch-making wage system to strengthen the independence of architects in spite of the heavy regulation by lords.

Considering the former discussion on *Za* of architects, we marked the existence of rank in the architects' *Za* judging from the point that *Daiku* 大工 or *Gon-daiku* 権大工 held the controlling right of *Zaden* 座田. Dissolution of *Za* was made concrete by the formation of new *Za* and confusion of rank within *Za* and it appeared as the dissolution of *Kiwarijutsu* 木割術, old system of architecture, in the aspect architecture and promoted to equalize arts in central and local areas.